

2015 年度事業計画

公益社団法人 日本複製権センター

《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)は、その前身である日本複写権センターが 1991 年に設立されて以来、長年にわたり著作物の複製権管理事業を通じ、日本の学術・文化の発展・振興に寄与してきた。

2012 年 4 月 1 日に公益社団法人として再出発し、著作権等管理事業者として不特定かつ多数の利益の増進に寄与するために、各種事業活動を行ってきた。

2013 年 4 月 1 日には、設立以来 22 年間にわたり据え置かれていた使用料を部分的に改定し、経過措置期間の 2 年間で終了する本年 4 月 1 日より新使用料の本運用を開始する。

2015 年度は、新使用料の本運用初年度として、利用者・権利者に対するより充実したサービスの提供と共に、積極的な公益活動を行うことを目的に重点事業を定め、定款に定める各種事業を実施する。

また、今後の事業として 2016 年度より開始を予定する新 3 か年計画を 2015 年度に策定し、著作権等管理事業者として懸案の電子ファイル化許諾、使用料規程の改革についての検討、複製権管理のワンストップショップ化等を含め、JRRC として進むべき方向性を利用者・権利者双方に開示していく。

《重点事業》

1. 電子ファイル化許諾実現への取り組み

2014 年度は、使用料規程改定小委員会において、他の著作権等管理事業者の電子ファイル化許諾を参考としつつ JRRC での実施方法について検討を行ってきた。

2015 年度は、このような他事業者の許諾状況をさらに研究し、JRRC として取り入れるべき点等を十分勘案しつつ、許諾実現に向けて取り組んでいく。

2. 多様な権利者からの権利受託の促進

これまで実現されていなかった個別権利者からの権利受託を含め、2015 年度は、管理委託契約約款、使用料規程ならびにその収受・分配方法等に関する諸規程の改定を検討し、多様な権利者からの権利受託の実現について努力する。

3. 国際化への取り組み

JRRC は、国際複製権機構連合(IFRRO)正会員ではあるが、海外の複製管理団体(海外 RRO)との双務協定を未だ締結していないため、一部の再委託著作物を除き JRRC 管理著作物の海外複製利用に対し、何の対応も取られていない状況にある。

このため、2015 年度は、欧米あるいはアジア諸国の海外 RRO 間における双務協定の現状を把握し、JRRC との双務協定締結の可能性を検討する。

4. 利用者に対する情報提供の充実とより簡便な契約締結に向けた周知の充実

利用者が複製利用に対する許諾を得ようとした場合に、どこに連絡したらよいかを周知し、ホームページを主として分かり易くより簡便な方法で許諾契約を行えるための環境を整備する。

5. 顧客サービスの充実

2014年度は、顧客サービスの一環として2回の著作権セミナー、毎月発信のメールマガジンに加えて利用企業・団体を対象にした無料講師派遣事業を実施した。

2015年度は、顧客サービスの充実策として、利便性向上のためのシステム改善、利用者の意見を聞く機会の設置等の施策を実施し、利用者・一般との積極的な交流を図ることによる顧客満足度の向上と新規契約の増加を目指す。

《経常事業》

I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

1. 複写使用料の徴収

2015年度の徴収目標額を、3億8000万円とする。

2. 実態調査方法の改善

これまで過去10回にわたり実施してきた実態調査方法については、同一の調査会社に委託してきたが、2015年度は、これまでの実態調査方法を見直し、より精度の高い調査が行える方法を検討し、実施する。

3. 複写使用料の分配

2014年度分として徴収した著作物複写利用許諾契約に基づく複写使用料を、それぞれの利用に関する調査データ、使用実績報告等に基づき、2015年9月末に各会員団体に分配する。

II. 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

1. 一般及び利用者への思想普及・啓蒙活動

(1) JRRCの自主事業

公益社団法人として、一般及び利用者を対象に、広く著作権に関する知識の普及・啓発活動を行う。

- ① JRRC主催の著作権セミナー、講演会等の開催
- ② メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動
- ③ 利用企業・団体における著作権講習会への講師派遣
- ④ 利用者・一般を対象とした小セミナー、懇談会の定期的開催
- ⑤ 著作物複製利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布
- ⑥ 契約締結促進用ノベルティの製作・配布
- ⑦ ホームページ、インターネット及び業界紙等での広報・宣伝活動の実施
- ⑧ 著作権啓発用小冊子の発行

- (2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加
- ① 文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての参加
 - ② 同庁の著作権教育連絡協議会会員として著作権思想の普及啓発活動への参加
 - ③ 著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力
 - ④ 文化庁主催のセミナー、研修会への講師の派遣

2. 調査・研究

国内外の著作権法改定動向、集中管理事業動向、海外 RRO におけるデジタル分野での対応、TPP 進捗状況等、JRRC にとって必要かつ重要な情報を収集すると共に、国内外の関連団体との連携を通じて国際的な著作物の利用に関する調査研究を行う。

3. 国際活動への取り組み

(1) IFRRO との連携

年 1 回開催の IFRRO 総会への参加、APC(Asia Pacific Committee)会議への参加、国際的な著作物の利用に関する動向の情報収集、調査等、IFRRO の正会員団体として必要な会議等への参加を含め、引き続き積極的な対外活動を行う。

(2) 文化庁との連携

文化庁が担当しているアジア各国との著作権に関する会議への参加、あるいは各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣、世界知的所有権機関(WIPO)研修に関する各種会議への参加等、文化庁と連携し、必要な支援・協力を通じて積極的な国際活動を実施する。

4. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

権利者側 6 団体と図書館側 5 団体の「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」に参加し、JRRC の管理事業に関する事項について、権利者、利用者双方の立場に立ち、必要な検討を行う。

Ⅲ. 著作物の複製利用に係る相談、助言に関する事業

一般あるいは利用者からの著作物複製利用に関する電話・メールによる質問や相談に対し、必要な手続きの説明等を通して著作権に関する知識の普及・啓発を図ると共に、他の問い合わせ先の紹介やアドバイス等を行う。

以上